

平成25年8月27日

平成25年第5回
宮代町議会定例会議案書

議案番号	件名	頁
議案第 4 1 号	平成 2 4 年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定について	1
議案第 4 2 号	平成 2 4 年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	2
議案第 4 3 号	平成 2 4 年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	3
議案第 4 4 号	平成 2 4 年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	4
議案第 4 5 号	平成 2 4 年度宮代町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	5
議案第 4 6 号	平成 2 4 年度宮代町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	6
議案第 4 7 号	平成 2 4 年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	7
議案第 4 8 号	宮代町暴力団排除条例について	8
議案第 4 9 号	宮代町税条例の一部を改正する条例について	1 1
議案第 5 0 号	宮代町都市計画税条例の一部を改正する条例について	1 8
議案第 5 1 号	宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	2 0
議案第 5 2 号	宮代町介護保険条例の一部を改正する条例について	2 3
議案第 5 3 号	宮代町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	2 5
議案第 5 4 号	平成 2 5 年度宮代町一般会計補正予算（第 2 号）について	2 7
議案第 5 5 号	平成 2 5 年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について	2 8
議案第 5 6 号	平成 2 5 年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について	2 9
議案第 5 7 号	平成 2 5 年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について	3 0
議案第 5 8 号	平成 2 5 年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について	3 1

議案番号	件名	頁
議案第59号	平成25年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について	32

議案第41号

平成24年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定について

平成24年度宮代町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成25年8月27日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

平成24年度宮代町一般会計歳入歳出決算を歳入合計93億5,541万7,472円、歳出合計89億7,667万4,997円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第42号

平成24年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
平成24年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を
付けて認定に付する。

平成25年8月27日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

平成24年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を歳入合計40億
8,604万2,562円、歳出合計39億8,197万394円とすることにつ
いて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第43号

平成24年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
平成24年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成25年8月27日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

平成24年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算を歳入合計22億7,795万4,712円、歳出合計21億7,735万4,493円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第44号

平成24年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
平成24年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成25年8月27日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

平成24年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を歳入合計3億4,022万2,622円、歳出合計3億3,825万3,196円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第45号

平成24年度宮代町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
平成24年度宮代町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成25年8月27日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

平成24年度宮代町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を歳入合計10億1,530万9,779円、歳出合計9億9,732万5,922円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第46号

平成24年度宮代町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
平成24年度宮代町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成25年8月27日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

平成24年度宮代町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を歳入合計5,489万5,206円、歳出合計5,182万1,730円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第47号

平成24年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

平成24年度宮代町水道事業会計利益の処分及び平成24年度宮代町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成25年8月27日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

平成24年度宮代町水道事業会計利益の処分として、未処分利益剰余金5,571万8,592円のうち300万円を減債積立金に、300万円を利益積立金に、4,971万8,592円を建設改良積立金に積み立てるとともに、平成24年度宮代町水道事業会計決算を収益的収入7億7,291万4,669円（税抜き）、収益的支出6億7,590万2,941円（税抜き）、資本的収入5,191万958円（税込み）、資本的支出4億1,179万9,837円（税込み）とすることについて、地方公営企業法第32条第2項及び第30条第4項の規定により、この案を提出するものである。

議案第48号

宮代町暴力団排除条例について

宮代町暴力団排除条例を別紙のとおり提出する。

平成25年8月27日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

暴力団排除活動を推進するため、新たに宮代町暴力団排除条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、暴力団を排除するための活動（以下「暴力団排除活動」という。）の推進に関し、基本理念を定め、並びに町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除活動を推進するために必要な事項を定めることにより、町民生活の安全と平穏を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団排除活動は、暴力団が町民生活及び社会経済活動に不当な影響を及ぼす存在であることを社会全体として認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、町、町民及び事業者の連携協力の下に推進されなければならない。

- 2 何人も、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員との密接な関係を有する者をいう。）と不適切な関係を有しないようにしなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、町民及び事業者（以下「町民等」という。）の協力を得るとともに、埼玉県（以下「県」という。）及び暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体と連携し、暴力団排除活動に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(町民等の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、相互に連携協力を図りながら、自主的に暴力団排除活動に取り組むとともに、町が実施する暴力団排除活動に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業（事業の準備を含む。次条においても同じ。）により暴力団を利することとならないように努めるとともに、町が実施する暴力団排除活動に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 町民等は、暴力団排除活動に資すると認められる情報を得たときは、町又は警察に対し、当該情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

(町の事業における措置)

第6条 町は、その公共工事その他の事業により暴力団を利することとならないよう必要な措置を講ずるものとする。

(町民等に対する支援等)

第7条 町は、町民等が相互に連携協力を図りながら、自主的に暴力団排除活動に取り組むことができるよう、町民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(啓発活動及び広報活動)

第8条 町は、町民等が暴力団排除活動の重要性について理解を深めることができるよう、暴力団排除活動の推進に対する気運を醸成するための集会を開催するなど、啓発活動及び広報活動を行うものとする。

(県への協力)

第9条 町は、県が実施する暴力団排除活動に関する施策に協力するものとする。

2 町は、暴力団排除活動に資すると認められる情報を得たときは、県に対し、当該情報を提供するものとする。

(国及び他の地方公共団体との連携)

第10条 町は、暴力団排除活動の推進に当たっては、国及び他の地方公共団体と連携を図るものとする。

(青少年に対する教育の措置)

第11条 町は、その設置する中学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校をいう。）において、その生徒が暴力団排除活動の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第49号

宮代町税条例の一部を改正する条例について

宮代町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成25年8月27日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

地方税法の一部を改正する法律の公布等に伴い、宮代町税条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町税条例の一部を改正する条例

宮代町税条例（昭和31年宮代町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項中「第2章」の次に「（第8条を除く。）」を、「第3章」の次に「（第14条を除く。）」を加える。

第34条の7第1項第3号中「特定非営利活動に関する寄附金」の次に「（次号に掲げる寄附金を除く。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- （4）特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、町民の福祉の増進に寄与するものとして条例で定めるもの（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

第34条の7第2項を次のように改める。

- 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

第47条の2第1項中「を当該年度の」の次に「初日の属する年の」を加え、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とする。

第47条の5第1項中「当該年度の前年度において第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額」を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の町民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額」に改める。

附則第4条の2中「第9項」を「第10項」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成35年度」を「平成39年度」に、「平成25年」を「平成29年」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

附則第7条の4中「同条第2項第2号」を「法第314条の7第2項第2号」に改め、「附則第19条第1項」の次に「、附則第19条の2第1項」を加え、「同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第1項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額）とする。」を「同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替え

て適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。」に改め、各号を削る。

附則第16条の3の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第1項中「及び次項」及び「において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の町民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同条第1項」を「利子所得及び配当所得については、第33条第1項」に、「配当所得の金額(以下)」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額(以下)」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第2項中「町民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の町民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、町民税」に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に改め、同条第3項第1号、第3号及び第4号中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第17条の2第3項中「又は第37条の9の2から第37条の9の5まで」を「、第37条の9の4又は第37条の9の5」に改める。

附則第19条の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第1項中「株式等に」を「一般株式等に」に、「附則第18条第6項」を「附則第18条第5項」に改め、「当該町民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。」を削り、「第2項第1号」を「次項第1号」に改め、同条第2項第1号、第3号及び第4号中「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第19条の2を次のように改める。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第19条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額(当該町民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定す

る特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項において準用する前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第19条第1項」とあるのは「附則第19条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

附則第19条の3から第20条までを削る。

附則第20条の2第2項中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条第1項」に改め、同条を附則第20条とする。

附則第20条の3を削る。

附則第20条の4第2項中「附則第20条の4第1項」を「附則第20条の2第1項」に改め、同条第5項第1号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、同項第2号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に、「附則第20条の4第4項」を「附則第20条の2第4項」に改め、同項第3号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加え、同項第4号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、同条第6項中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、同条を附則第20条の2とする。

附則第20条の5を削る。

附則第22条の2の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第1項を次のように改める。

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同

じ。)の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。)をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

附則第17条第1項	第35条第1項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項
附則第17条の2第3項	第35条の2まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5(これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
附則第17条の3第1項	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附則第18条第1項	第35条第1項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
	同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項

附則第22条の2第2項中「前項の規定は、同項」を「前2項の規定は、これら」に、「、前項」を「、これら」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者(以下この項において「被相続人」という。)の相続人(震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。)が、当該滅失をした旧家屋(同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。)の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合(当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない

場合に限る。)における当該土地等(当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。)の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

附則第23条第1項中「附則第45条第3項」を「附則第45条第4項」に、「法附則第5条の4の2第5項」を「法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に、「附則第5条の4の2第5項」と、「」を「附則第5条の4の2第6項」と、「」に改め、同条第2項中「第13条の2第1項から第5項」を「第13条の2第1項から第6項」に、「附則第45条第4項」を「附則第45条第5項」に、「法附則第5条の4の2第5項」を「法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に、「適用される法附則第5条の4の2第5項」を「適用される法附則第5条の4の2第6項(法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第7条の3の2及び第23条の改正規定並びに附則第3条第3項の規定
平成27年1月1日
- (2) 附則第3条第4項の規定 平成28年1月1日
- (3) 第47条の2第1項及び第47条の5第1項の改正規定並びに附則第3条第5項の規定 平成28年10月1日
- (4) 附則第7条の4(「附則第19条第1項」の次に「、附則第19条の2第1項」を加える部分に限る。)、第16条の3及び第19条から第20条の5までの改正規定並びに附則第3条第6項の規定 平成29年1月1日

(宮代町行政手続条例の適用除外に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の宮代町税条例(以下「新条例」という。)第3条の2第1項の規定は、平成26年1月1日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした改正前の宮代町税条例第3条の2第1項に規定する行為については、なお従前の例による。

(町民税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第4条の2の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成25年度までの個人の町民税については、なお従前の例

による。

- 2 新条例附則第22条の2第2項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。
- 3 新条例附則第23条の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成26年度までの個人の町民税については、なお従前の例による。
- 4 平成28年1月1日前に発行された旧租税特別措置法第41条の12第7項に規定する割引債（同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。）について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の町民税については、なお従前の例による。
- 5 新条例第47条の2及び第47条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収については、なお従前の例による。
- 6 新条例附則第7条の4（「附則第19条第1項」の次に「、附則第19条の2第1項」を加える部分に限る。）、第16条の3及び第19条から第20条の2までの規定中個人の町民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成28年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

議案第50号

宮代町都市計画税条例の一部を改正する条例について
宮代町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成25年8月27日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律の公布に伴い、宮代町都市計画税条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町都市計画税条例の一部を改正する条例

宮代町都市計画税条例（平成22年宮代町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第2章」の次に「（第8条を除く。）」を、「第3章」の次に「（第14条を除く。）」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（宮代町行政手続条例の適用除外に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の宮代町都市計画税条例第7条第1項の規定は、平成26年1月1日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした改正前の宮代町都市計画税条例第7条第1項に規定する行為については、なお従前の例による。

議案第51号

宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成25年8月27日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

地方税法の一部を改正する法律の公布等に伴い、宮代町国民健康保険税条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

第1条 宮代町国民健康保険税条例（昭和30年宮代町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「第2章」の次に「(第8条を除く。)」を、「第3章」の次に「(第14条を除く。)」を加える。

附則第16項中「附則第44条の2第3項」を「附則第44条の2第4項及び第5項」に、「第36条」を「第35条第1項」に改める。

第2条 宮代町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

附則第3項の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項中「配当所得を」を「配当所得等を」に、「配当所得の金額」と、「同条」を「配当所得等の金額」と、「同条」に、「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得」を「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等」に、「配当所得の金額」とする」を「配当所得等の金額」とする」に改める。

附則第6項の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項中「特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第6項に規定する株式等」を「特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等」に、「第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等」を「第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等」に、「同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第6項に規定する株式等」を「同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等」に、「附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする」に改める。

附則第7項を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

附則第 8 項及び第 9 項を削り、附則第 10 項を附則第 8 項とする。

附則第 11 項を削り、附則第 12 項を附則第 9 項とし、附則第 13 項を附則第 10 項とする。

附則第 14 項中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改め、同項を附則第 11 項とする。

附則第 15 項を附則第 12 項とし、附則第 16 項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の宮代町国民健康保険税条例第 27 条第 1 項の規定は、平成 26 年 1 月 1 日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした第 1 条の規定による改正前の宮代町国民健康保険税条例第 27 条第 1 項に規定する行為については、なお従前の例による。
- 3 第 1 条の規定による改正後の宮代町国民健康保険税条例附則第 16 項の規定は、平成 26 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 25 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 4 第 2 条の規定による改正後の宮代町国民健康保険税条例の規定は、平成 29 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 28 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第52号

宮代町介護保険条例の一部を改正する条例について
宮代町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成25年8月27日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い、宮代町介護保険条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町介護保険条例の一部を改正する条例

宮代町介護保険条例（平成12年宮代町条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宮代町介護保険条例附則第6条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

議案第53号

宮代町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
宮代町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成25年8月27日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い、宮代町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

宮代町後期高齢者医療に関する条例（平成19年宮代町条例第27号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「(各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合。）とする。）」を削る。

附則に次の1条を加える。

（延滞金の割合の特例）

第3条 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宮代町後期高齢者医療に関する条例附則第3条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

議案第54号

平成25年度宮代町一般会計補正予算（第2号）について
平成25年度宮代町一般会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。
平成25年8月27日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

前年度繰越金の確定、スキップ広場隣接地の購入、緊急雇用創出事業の追加採択等に伴い、平成25年度宮代町一般会計予算に2億1,556万円を追加し、総額を90億2,383万7,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第55号

平成25年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
平成25年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成25年8月27日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

前期高齢者交付金、前年度繰越金及び後期高齢者支援金の確定等に伴い、平成25年度宮代町国民健康保険特別会計予算に1億2,744万3,000円を追加し、総額を42億2,387万円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第56号

平成25年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
平成25年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成25年8月27日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

前年度繰越金の確定、国県負担金の精算等に伴い、平成25年度宮代町介護保険特別会計予算に1億97万2,000円を追加し、総額を23億9,209万円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第57号

平成25年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
平成25年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり
提出する。

平成25年8月27日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

前年度繰越金の確定及び一般会計繰出金の増額等に伴い、平成25年度宮代町後
期高齢者医療特別会計予算に196万8,000円を追加し、総額を3億
7,189万7,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規
定により、この案を提出するものである。

議案第58号

平成25年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
平成25年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり
提出する。

平成25年8月27日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

前年度繰越金及び消費税額の確定、工事請負費の増額に伴い、平成25年度宮代町公共下水道事業特別会計予算に3,679万9,000円を追加し、総額を9億1,832万8,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第59号

平成25年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
平成25年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成25年8月27日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

前年度繰越金の確定に伴い、平成25年度宮代町農業集落排水事業特別会計予算に307万2,000円を追加し、総額を5,433万7,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。